

## 単価契約書（案）

（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、物品の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

### （契約の内容）

第1条 乙は、次の契約単価で物品を甲に売り渡し、甲は、これを買受けるものとする。

- (1)品名・数量 別添牛乳仕様書のとおり
- (2)契約単価 1本あたり 円（消費税及び地方消費税額を含まない）
- (3)契約期間 令和3年5月1日から令和4年3月31日まで
- (4)納入場所 埼玉県立循環器・呼吸器病センター内各指定場所  
埼玉県立がんセンター内各指定場所  
埼玉県立小児医療センター内各指定場所  
埼玉県立精神医療センター内各指定場所

### （権利譲渡の禁止）

第2条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約に係る権利又は義務を他人に譲渡し、もしくは抵当に供し、又は引き受けさせてはならない。

### （契約保証金）

第3条 契約保証金は、次のとおりとする。

100分の10以上又は免除

### （納入の方法等）

第4条 乙は、第1条の契約期間中、その都度、甲の指定する期限までに甲の指定する数量の物品を納入するものとする。

- 2 乙が甲に納入する物品は、物品ごとに定める有効期限を十分に有するとともに適正な保管をしているものでなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により物品を納入したときは、牛乳仕様書に定めるとおり、速やかに書面によりその旨を甲に届け出なければならない。

### （検査）

第5条 甲は、前条第3項の規定による届出を受けたときは、速やかに検査を行うものとする。

- 2 乙は、甲から請求があったときは、前項の検査に立ち会わなければならない。
- 3 第1項の検査に直接必要な費用及び同項の検査によって物品が変質、変形、消耗又はき損したことによる損害は、すべて乙の負担とする。

### （取替え又は手直し）

第6条 乙は、納入した物品の全部又は一部が検査に合格しないときは、遅滞なく、他の適正な物品と取り替え、又は当該物品を手直しの上、甲に納入しなければならない。

- 2 前項の規定により取り替え又は手直しをした物品については、第4条及び第5条の規定

を準用する。

(所有権の移転及び引渡し)

第7条 物品の所有権は、当該物品の全部が第5条第1項の検査に合格した時に乙から甲に移転するものとし、同時に、その物品は甲に対して引き渡されたものとする。

(代金の支払い)

第8条 乙は、毎月10日までに前月中に納入した物品に係る代金を甲に請求するものとする。

- 2 乙が甲に請求する代金は、1か月（月の初日から末日までの期間をいう。）の納品量に契約単価を乗じて得た額に、消費税法第28条第1項及び同法第29条並びに地方税法第72条の82及び同法第72条の83の規定に基づき、当該金額に100分の8を乗じて得た額を合算した額とする。
- 3 前項の代金に1円未満の端数があるときは、その金額は切り捨てるものとする。
- 4 甲は納品量を確認したうえ、適法な請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、引き渡された物品の種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、物品の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求できる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確表示したとき。
  - (3) 契約目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合の違約金)

第10条 乙の責めに帰すべき理由により、履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると甲が認めたときは、甲は、違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じて、物品代金総額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。
- 3 甲の責めに帰すべき理由により、前条の規定による物品代金の支払が遅れた場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額の

支払を甲に請求することができる。

(談合等の不正行為に係る損害賠償)

第11条 本契約に関し、乙（共同企業体の場合にあつては、その構成員）が、次の各号の一に該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、本契約における甲の支払代金総額の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 本契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5) 本契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、甲に生じた損害額が前項の規定する賠償金の額を超える場合は、その超える額を、甲の請求に基づき甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙は、前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、請求金額に年2.5パーセントを乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。

(甲の催告による契約の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 納入期限内に納品しないとき又は納品する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第9条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

(甲の催告によらない契約の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。
- (2) この契約の目的物を納品させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 甲に対しこの契約の解除を申し入れたとき。
- (8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除す

ることができる。

(損害賠償義務等)

第14条 第12条及び前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金が納付されているときは、当該契約保証金は甲に帰属するものとし、契約保証金が免除されているときは、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

2 乙は、第12条及び前条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、当該解除の日が納入期限後であるときは、納入期限の翌日から解除の日（当該解除が乙からの申入れに基づくときは、甲が当該申入書の提出を受けた日）までの日数に応じ、契約金額に対して年2.5パーセントを乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たない場合及び当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

3 前二項の場合において、甲に生じた損害の額が、当該契約保証金又は当該違約金の額を超えるときは、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に納付しなければならない。

4 第12条及び前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

(契約不適合責任期間)

第15条 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の変更)

第16条 契約の期間中において、市場価格に著しい変動があった場合その他により契約内容に変更の必要がある時は、乙と協議の上、契約単価の変更を行うことができるものとする。

2 前項による改定は、甲乙両者協議のうえ契約期間内において遡及適用するものとする。

(協議による契約の解除)

第17条 甲は、必要があるときは、契約の相手方と協議の上、契約の全部もしくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第18条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は

暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(事業者調査への協力)

第 19 条 甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めるときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（甲に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

(疑義等の決定)

第 20 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し生じた疑義については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇〇〇 (所在地)

甲 〇〇〇〇

埼玉県立〇〇〇センター

病院長 〇〇〇〇 印

〇〇〇〇 (所在地)

乙 〇〇〇〇 (法人名)

〇〇〇〇 (代表者の職・氏名) 印